

重 要 事 項 説 明 書

～目次～

1.事業者運営法人・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2.利用者に対しての訪問看護を実施する事業所について・・・・・・・・	2
3.事業所が提供するサービス内容と利用料金について・・・・・・・・	4
4.サービスの利用に関する留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・	7
5.契約の終了について・・・・・・・・・・・・・・・・	9
6.緊急時の対応について・・・・・・・・・・・・・・・・	10
7.事故発生時の対応について・・・・・・・・・・・・・・・・	11
8.虐待の防止について・・・・・・・・・・・・・・・・	11
9.身体拘束等の適正化について・・・・・・・・・・・・・・・・	12
10.暴言・暴行・ハラスメントについて・・・・・・・・・・・・・・・・	12
11.個人情報の取り扱い及び守秘義務について・・・・・・・・	12
12.業務継続計画の策定等について・・・・・・・・	13
13.相談・苦情の受付及び対応について・・・・・・・・	13
14.例外的な事項について・・・・・・・・	14
15.指定訪問看護・指定介護予防訪問看護重要事項における同意書・・・・・・	15

添付資料

- ※別添 1 介護保険 利用料金表
- ※別添 1-2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 利用料金表
- ※別添 2 医療保険 利用料金表
- ※別添 2-1 精神科訪問看護 医療保険利用料金表

あなたが（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1. 事業者運営法人：訪問看護を提供する事業者

事業者の名称	社会福祉法人扶桑町社会福祉協議会
代表者氏名	会長 近藤五四生
本社所在地	丹羽郡扶桑町大字斎藤字榎 230 番地 電話 0587-93-4300
設立年月日	昭和 6 0 年 4 月 3 0 日

2. 利用者に対しての訪問看護を実施する事業所について

(1) 事業所の概要

事業所の名称	扶桑町社会福祉協議会訪問看護ステーション
介護保険指定 事業者番号	愛知県指定 2 3 6 5 3 9 0 0 3 4 号
事業所の所在地	丹羽郡扶桑町大字斎藤字榎 230 番地 電話 0587-91-1181 FAX0587-92-2864
開設年月日	平成 1 2 年 4 月 1 日 指定訪問看護 平成 1 8 年 4 月 1 日 介護予防訪問看護
通常の事業の実 施地域	扶桑町全域、大口町（上小口・中小口・垣田・さつきヶ丘・竹田大御堂・丸・城屋敷）、犬山市（上野・上野新町）、江南市（中般若町・般若町・草井町・慈光堂町・和田町・勝佐町・山尻町・高屋町・江森町・宮後町・前野町・山王町）
管理者氏名	今枝綾子

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	事業所は、医療保険各法等・介護予防法令・介護保険法令に従い、契約者（利用者）が居宅において主治医の指示に基づき看護師等により、必要な訪問看護及び指導を行うことを目的として、サービスを提供します。
運営方針	事業所が行う訪問看護は、疾病又は、負傷により家庭において要介護状態又は要支援状態にある者において、継続して療養を受ける状態にある者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又全体的な日常動作の維持回復を図るとともに、生活の質の確保を重視し安心して在宅療養ができるように支援いたします。事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス

	の綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
--	-----------------------------

(3) 事業所の職員体制、職種及び職務内容

	職種/職務内容	常勤	非常勤
管理者	・医師の指示に基づき適切な訪問看護が行われるように管理を行います。 ・従業員の管理及び事業の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うと共に、自らも訪問看護の提供に当たる事とします。また、事業所の従業員に事業所の運営に必要な指揮命令を行います。	看護師 1 名	
看護職員のうち主として計画作成等に従事しサービス提供する者	・訪問看護師等は、主治医の指示を受け訪問看護計画書及び報告書を提出し連携を図ります。 ・訪問看護計画作成を行い利用者、家族へ説明を行い同意をもらいます。訪問看護報告書を作成します。その他の諸記録を作成します。 ・訪問看護師等は利用者、家族に療養上必要な事項について理解しやすいように指導又は説明を行います。常に利用者の病状、心身の状況、及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者・家族に適切な指導を行います。 ・サービス担当者会議の参加、照会により居宅介護支援事業者と連携を図ります。 ・サービスの提供に当たり適切な看護技術をもって行うとともに知識を深め質の高い看護提供するようにします。	看護師 1 名	看護師 (3) 名 理学療法士 (1) 名
	看護師等以外の職員：訪問看護事業の事務及び 24 時間対応体制に係る連絡を受け、緊急対応及び訪問の必要性について看護師へ速やかに連絡を行います。		看護師等以外の職員 1 名

(4) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月～金 12月29日～1月3日及び祝日を除く
営業時間	月～金 午前8：30～午後5：15
営業時間以外の対応	利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある旨を説明し、同意を得た場合、土、日、祝日及び営業時間以外の時間についても24時間体制で緊急時訪問及び相談等を必要に応じて行います。 24時間連絡先電話番号 0587-91-1181

3.事業所が提供するサービス内容と利用料金について

(1) サービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	医師の指示（訪問看護指示書）及び利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	病状、障害及び全身状態の観察 認知症患者の看護 入浴・清拭・洗髪による清潔の保持 食事及び排泄等の日常生活の世話 褥瘡の予防及び処置 療養生活や介護方法の指導 体位交換 その他在宅療養を継続するために必要な指示による医療処置 カテーテル等の管理 リハビリテーション ターミナルケア 精神科領域にかかわる看護業務、障がい児・者支援
サービス提供	居宅サービス計画や事前に相談した計画において位置づけられた時間に計画的に訪問します。利用者等の心身の状況や意向などの変化により利用者及び家族の同意を得た上で居宅サービス計画の変更を行うことができます。

※医師から出される訪問看護指示書料金については自己負担（医療機関において算定）となりますのでご了承ください。

(2) 提供するサービスの利用者負担額について

当事業所の提供するサービスの料金は以下の4種類があります。

- ① 利用料金が介護保険法の一部負担金額 ※別添1①
- ② 介護保険法の定期巡回随時対応型訪問介護看護費の一部負担金額 ※別添1-2
- ③ 利用料金が医療保険法等の一部負担金額 ※別添2①
- ④ その他の利用料金（利用料金の全額を利用者が負担する場合）※別添2③

(3) 介護給付費における加算について

1).利用料金が介護給付費から給付される場合の加算 ※別添1②

*** 特別訪問看護指示書（医療保険への切り替え）***

指定訪問看護を利用しようとする者の主治医より当該者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別訪問看護指示書の交付を受けた場合は、その交付の日から14日間に限り（気管カニューレを使用している状態の方、真皮を越える褥瘡のある方は1月に2回に限り）医療保険による対応となります。

2).区分支給限度基準額の算定対象外となる加算 ※別添1③

*** 緊急時訪問看護加算（Ⅰ）***

利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあり、かつ、事業所として看護業務の負担軽減に資する業務管理等の体制が整備されている場合に算定します。

*** 特別管理加算〔下記、厚生大臣が定める状態にあるもの〕***

特別管理加算（Ⅰ）：在宅麻薬等・腫瘍化学療法注射・強心剤持続投与指導管理を受けている状態や気管切開・気管カニューレ・留置カテーテル等を使用している状態であり利用者に対し訪問看護の計画的な実施を行った場合に算定します。

特別管理加算（Ⅱ）：在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡等である利用者に対し訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。

加算Ⅰ	イ・在宅麻薬等・腫瘍化学療法注射・強心剤持続投与指導管理を受けている状態 ・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 ・気管カニューレを使用している状態 ・留置カテーテルを使用している状態
加算Ⅱ	ロ 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理 ハ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ニ 真皮を超える褥瘡の状態 ホ 点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態

サービス提供体制加算

厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所であり、訪問看護提供に当たり所定単位数を加算します。

ターミナルケア加算（ターミナルケア療養費）

ターミナルケア提供に対する利用者又はその家族の同意を得たのち、死亡日及び死亡前 1 4 日以内に医療保険又は介護保険の給付対象となるターミナルケアを行った場合に、最後に行った保険制度において加算されます。（ターミナルケア行った後救急搬送され、24 時間以内に死亡された場合を含む）

※ご契約者がまだ要支援認定・要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担を除く金額が介護予防・介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

(4) 利用料金が医療保険法等から給付される場合

○医師の指示で訪問看護のサービスが必要とされたが、要介護認定で自立と判定された方

○介護保険第 2 号被保険者(40 歳以上 65 歳未満)の特定疾病以外の方、40 歳未満の方

○厚生大臣が定める疾病等の方（末期がんや難病等）、

○精神科訪問看護基本療養費が算定される指定訪問看護を行う場合（認知症でない患者）

・医療保険による訪問看護の場合はそれぞれ保険種別の定率負担となります。※別添 2①

・保険受給者証の種類によっては公費負担適応になり、負担が軽減される場合があります。

・医療保険利用時の加算について ※別添 2②

(5) その他の利用料金（利用料金の全額を利用者が負担する場合）※別添 2③

※医療保険対象その他の費用について

	項目	内容
その他の料金	超過料金（長時間）	1 時間 30 分を越えた場合 3 0 分につき （基本療養費の 4 分の 1）
	時間外料金	営業時間外に訪問した場合 30 分につき（満たない時は 30 分） 時間外（基本療養費の 16 分の 1） 早朝（基本療養費の 6 分の 1） 夜間（基本療養費の 6 分の 1） 深夜（基本療養費の 4 分の 1）
	休日料金	営業日以外の日（休日など）に訪問した場合 1 回の訪問につき （基本療養費の 4 分の 1）

	衛生材料費	紙おむつなどの日常生活物品・衛生材料
	死後の処置	利用者が自宅でお亡くなりになった後、訪問看護の延長として行った看護について
	交通費	事業所の実施地域を越えた地点から、片道 10 km 以上、1 回の訪問あたり 100 円

※訪問時間は 1 回 30 分から 1 時間 30 分未満が基本 ※「基本料金」に「その他の料金」加算されます。

(6) 利用料、利用者負担額（介護保険適用する場合）その他の費用の請求及び支払方法について（契約書第 7 条参照）

利用料、利用者負担額、その他の費用の請求方法	ア 利用料、利用者負担額及びその他の費用の額は、サービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計額により請求いたします。 イ 請求書は翌月 25 日までに利用者あてにお届けもしくは郵送します。
利用料、利用者負担額、その他の費用のお支払方法等	下記のいずれかの方法でお支払い下さい。 ア 利用者指定口座からの自動振替 請求月の 25 日頃お引き落としされます。 イ 現金支払い 訪問看護サービス日に集金。訪問看護中止中、終了後のお支払いについては連絡を取り、集金に伺います。 お支払いの確認をしましたら、領収書兼明細書をお渡しします。自動振替の場合は翌々月のお渡しとなります。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)保管されますようお願いいたします。

※利用者がサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上滞納し、事業者が催促したにもかかわらず支払いがされなかった場合サービス提供の契約を解除となります。ご注意ください。

4. サービスの利用に関する留意事項

- (1) サービスの提供に先立って介護被保険者証、医療被保険者証の確認をさせていただきます。被保険者証の住所変更などがあった場合速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるように必要な援助を行います。
- (3) 利用の中止、変更、追加について（契約書第 8 条 参照）
 - ・利用予定日の前に、ご利用者の都合により、訪問看護サービスの利用を中止、又は変更若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日

までに事業所に申し出てください。

- ・利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合取り消し料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の自己負担額相当額

- ・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問看護師等の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができなかった場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

(4) 訪問看護師等について

- ①訪問看護師等は、常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。

- ②事業所は、サービスの提供時に当たっては、複数の訪問看護師・理学療法士が交替してサービスを提供することになります。

③訪問看護師等の交替について（契約書第 4 条）

訪問看護師等の交替を希望する場合には、当該訪問看護師等が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する場合を明らかにして、事業者に対して訪問看護師の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者から特定の指名はできません。事業所は利用者及びその家族等に等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

④訪問看護師等の禁止行為について（契約書第 12 条）

訪問看護師はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ・利用者若しくはその家族等からの金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ・利用者若しくはその家族等からの金銭、物品、飲食の授受
- ・利用者の同居家族等に対する訪問看護サービスの提供
- ・利用者宅での飲酒、喫煙、飲食
- ・身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ・その他利用者若しくはその家族等に行う宗教活動、政治活動、営利活動等迷惑行為

(5) 衛生管理等について

- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための定期委員会(6 か月に 1 回以上)を行います。
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ③ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練(年 1 回以上)を実施します。
- ④ 事業所職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ⑤ 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(6) サービス提供の記録について（契約書第 10 条）

事業所は利用者に対し提供したサービスの内容及びその他必要な記録を整備します。

（5 年間保存します。）利用者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又は必要に応じて複写物を交付します。

(7) サービス提供の実施について（契約書第 5 条参照）

①当事業所が定められたサービス以外の業務は行えません。訪問看護サービスの実施に関する指令、命令はすべて事業所が行います。但し事業所は訪問看護サービスの実施に当たって利用者の事情・意向などに十分配慮するものとします。

②サービス実施のために必要な備品等（水道、ガス、電気を含む）は無償で供用させていただきます。訪問看護師等は、状態に応じての連絡のため電話等も使用させていただくことがあります。

(8) サービス内容の変更について（契約書第 9 条参照）

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスが実施できない場合は、主治医の指示に基づきサービス内容の変更を行います。その場合、事業所は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金となります。

(9) 当事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不能について（契約書第 15 条参照）

サービス利用の契約期間中に地震・台風・水害等の天災の事由によりサービスの提供ができない場合があります。災害の状況に応じて、関係機関とも連携を図って災害時の対応に努めます。

5. 契約の終了について（契約書第 16 条・17 条・18 条・19 条参照）

(1) 当事業所との契約は以下の各号に基づく終了がない限り、本契約に定める所に従い事業所が提供するサービスを利用することができるものとします。ただし以下の場合においては 当時事業所との契約は終了するものとします。

【自動的に契約終了となる場合】

①利用者が死亡した場合

②予防認定又は、要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合

③事業者がやむを得ない事由により閉鎖した場合

事業者は前項②③により契約が終了する場合は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を努めるものとします。

【利用者からの中途解約】

利用者は有効期間中であっても本契約を解約することができます。この場合、契約終了 2 日前までに事業者へ通知して下さい。

以下の事項に該当する場合は本契約を即時に解約することができます。

①運営規程の変更及び利用料金の変更により契約を解除する場合

②利用者が入院、入所した場合

③利用者に係る（ケアプラン）が変更された場合

【利用者からの契約解除】

利用者は、事業所若しくは事業所従業員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- ①事業所若しくは事業所従業員が正当な理由なく本契約に定める訪問看護サービスを実施しない場合
- ②事業所若しくは事業所従業員が守秘義務に違反した場合
- ③事業所若しくは事業所従業員が故意または過失により利用者若しくは家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

【事業者からの契約解除】

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- ①利用者が契約時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者によるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し事業者が催促したにもかかわらず支払いがされなかった場合
- ③利用者若しくはその家族等が、故意または重要な過失により事業者若しくはサービス従事者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又はまたは著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

6. 緊急時の対応について

サービス提供時に利用者の体調が急変した場合や、緊急を要する場合、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医への連絡を行い必要な措置を講じます。また、契約時に定めていただく緊急連絡先に連絡することとします。

サービス提供に当たり事故、体調の急変が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。		
● 緊急時は訪問看護の緊急連絡先携帯番号へ連絡を下さい。		
状況に応じて主治医と連絡を取りながら、電話対応、緊急訪問にて対処いたします。		
訪問看護緊急電話番号 0587-91-1181		
利用者の主治医	氏名	
	医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
	携帯番号	

協力医療機関	医療機関の名称 所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名	
利用者との関係	住所	
	電話番号	昼間
		夜間

7.事故発生時の対応について

事業所は利用者に対しサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに行政エリア市町村、家族や利用者に係る居宅介護支援事業者、緊急連絡先等に連絡するとともに、必要な処置を講じます。なお、事業所はサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

【市町村名】 _____ 担当部課 _____ 電話番号 _____
【居宅介護支援事業者】
事業所名 _____
所在地・電話番号 _____
担当介護支援専門員氏名 _____

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住海上火災保険
保険名	訪問看護事業者総合保険
保障の概要	訪問看護事業者賠償責任保険

8.虐待の防止について

事業者は、虐待の発生又はこの再発を防止するために、次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する法人内委員会を定期開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対する虐待防止のための研修を実施します。施設におけるストレス対策を含む虐待防止に向けた取り組み例を周知し、ハラスメント等のストレス対策に関する研修や相談窓口を設置することで虐待防止に向けた施策の充実を図ります。
- (4) 虐待防止責任者を設置しています。 責任者：管理者 _____ 今枝綾子 _____

9.身体拘束等の適正化について

利用者又はほかの利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除

き、身体的拘束等を行いません。身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

10. 暴言・暴行・ハラスメントについて

事業者は暴言、暴行、ハラスメントに対応するために、次の措置を講じます。

- (1) 暴言、暴行、ハラスメントに対する組織・地域での適切な対応を図ります。
- (2) 事業所従業員に対する暴言、暴行、ハラスメントを防止し、啓発、普及するための研修を実施していきます。
- (3) 暴言、暴行、ハラスメント行為が利用者やその家族から、事業所従業員に対してあった場合には、契約を解除するだけでなく、法的な措置と共に損害賠償を求めることがあります。
- (4) ハラスメント対応責任者を設置しています。 責任者：管理者 今枝綾子

【具体的な暴言、暴行、ハラスメント】

暴力又は乱暴な言語：殴る・蹴る・物を投げつける・刃物を向ける・怒鳴る・奇声や大声を
発するなど

ハラスメント行為：不必要に体に触る・手を握る・腕を引っ張り抱きしめるなど

その他の行為：事業所従業員や他者の個人情報を求める・ストーカー行為など

11. 個人情報の取り扱い及び守秘義務について

①利用者及びその家族に関する 秘密の保持について	● 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ● 事業者及び事業所の使用する者（以下「従業者」という）は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。 ● また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ● 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人

	情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加、または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合利用者の負担となります。）
--	--

12. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年 1 回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

13. 相談・苦情の受付及び対応について

当事業所は、利用者及び家族からの苦情に適切に対応するため、苦情受付窓口、受付担当者を設置しています。

- (1) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下の通りとします。

- ・苦 情 の 受 付：電話、面接、書面などにより随時受け付けます。
- ・受 付 の 報 告：確認：受けつけた内容を苦情解決責任者と第三者委員に報告いたします。
- ・苦情解決のための話し合い：苦情解決責任者は苦情申出人と誠意をもって話し合い解決に努めます。その際申出人は第三者委員の助言や立ち合いを求めることができます。

(2) 苦情相談受付窓口

【事業所の窓口】 扶桑町社会福祉協議会 訪問看護ステーション	受付担当：管理者 <u>今枝綾子</u> 受付時間：平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 電話番号：0 5 8 7 - 9 1 - 1 1 8 1 F A X：0 5 8 7 - 9 2 - 2 8 6 4
---	--

(3) 行政機関その他の苦情受付機関

扶桑町 健康福祉部 長寿介護課	所在地：愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道 330 電話番号：0587-93-1111（代） 受付時間：月～金（12月29日～1月3日及び祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分
江南市役所 健康福祉部 高齢者生きがい課	所在地：愛知県江南市赤童子町大堀90 電話番号：0587-54-1111（代） 受付時間：月～金（12月29日～1月3日及び祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分
犬山市役所 健康福祉部 高齢者支援課	所在地：愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地 電話番号：0568-61-1800 受付時間：月～金（12月29日～1月3日及び祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分
大口町 健康福祉部 長寿ふくし課	愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地 電話番号：0587-94-0051（代） 月～金（12月29日～1月3日及び祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分
国民健康保険団体連合 会	所在地：愛知県名古屋市東区泉1丁目6-5 電話番号：052-971-4165 受付時間：月～金（12月29日～1月3日及び祝日を除く） 午前9時00分～午後5時00分
愛知県社会福祉協議会	所在地：愛知県名古屋市東区白壁町1丁目50番地 愛知県社会福祉会館内 電話番号：052-212-5500 FAX：052-212-5501 受付時間：月～金（12月29日～1月3日及び祝日を除く） 午前9時00分～午後5時00分

14. 例外的な事項について

この重要事項及び契約、介護保険等の関係法令で定められていない事項については、関係法令その他諸法令の定めるところに従い、事業者は利用者とその家族と誠意をもって協議をするものとします。

15. 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護重要事項における同意書

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、厚生労働省令第 37 号第 8 条及び厚生労働省令第 35 号第 8 条の規程に基づき、指定訪問看護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者	所在地	丹羽郡扶桑町大字斎藤字榎 230 番地
	法人名	社会福祉法人扶桑町社会福祉協議会
	事業所名	扶桑町社会福祉協議会訪問看護ステーション
	説明者氏名	今枝綾子

上記内容の説明を、事業所から確かに受けその内容に同意しました。

利用者	住所	
	氏名	
家族代表	住所	
	氏名	

別添1

介護保険 利用料金表

①基本サービス…利用料金は介護保険負担割合証で表記された負担割合で計算されます。

	職種	サービス時間	単位数 /回	1割負担 /回	2割負担 /回	3割負担 /回
介 護	看護師	20分未満 ※1	314	320円	641円	961円
		30分未満	471	480円	961円	1,442円
		30分以上60分未満	823	840円	1,680円	2,520円
		60分以上90分未満	1,128	1,151円	2,303円	3,455円
介護予防	看護師	20分未満	303	309円	618円	928円
		30分未満	451	460円	920円	1,381円
		30分以上60分未満	794	810円	1,621円	2,432円
		60分以上90分未満	1,090	1,112円	2,225円	3,338円
介護	理学療法士等	20分以上/回	294	300円	600円	900円
介護予防	理学療法士等	20分以上/回	284	289円	578円	867円
	12か月を超えて訪問する場合	20分以上 5単位/回 減算	279	284円	568円	852円

※1 20分未満の訪問要件:週に1回以上20分以上の看護師による訪問を含みます。

その他 ①事業所と同一建物の利用者又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（に該当する場合を除く）

②上記の建物のうち当該建物に居住する利用者の人数が月50人以上の場合

③上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（1月あたり20人以上の場合）

①・③10% ②15%の減算

・理学療法士等の場合、1回20分以上で週6回を限度とします。1日2回を超えて実施する場合は所定単位数の50%減算。看護職員と情報を共有し、利用開始時や状態変化等に合わせた定期的な看護職員の訪問により利用者さまの状態について適切な評価を行っていきます。

②支給限度額対象内加算

加算種類		②単 位数	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算Ⅰ *	※退院日に初回訪問	350単 位/月	357円	714円	1,072円
初回加算Ⅱ *		300単 位/月	306円	612円	918円
退院時共同指導加算 *		600単 位/月	612円	1,224円	1,836円
長時間訪問看護加算	特別管理加算対象者で 90分以上	300単 位/回	306円	612円	918円
複数名訪問看護加算Ⅰ	29分未満	254単 位/回	259円	518円	777円
(看護師の同行)	29分以上	402単 位/回	410円	820円	1,230円
複数名訪問看護加算Ⅱ	30分未満	201単 位/回	205円	410円	615円
(看護補助者の同行)	30分以上	317単 位/回	323円	646円	969円

③支給限度額対象外加算

加算種類			③単位数	1割負担	2割負担	3割負担
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)*		1月以内の2回目以降の緊急訪問については早朝・夜間25%増。深夜50%増に係る加算を算定する	600単位/月	612円	1,225円	1,837円
特別管理加算 *		Ⅰ	500単位/月	510円	1,020円	1,530円
		Ⅱ	250単位/月	255円	510円	765円
サービス提供体制強化加算		(Ⅰ)	6単位/回	6円	12円	18円
ターミナルケア加算 *		死亡月につき1回 ※介護予防は含まない	2,500単位	2,552円	5,105円	7,657円

利用料金計算方法＝(①×回)＋②＋③×10.21×負担割合
 地域区分7級地(10.21円/単位)で計算します。少数点以下端数処理で誤差が生じます。

計算方法 単位数×10.21＝A 切り捨て
 A×10%＝1割負担 切り捨て
 1割負担×2＝2割負担
 1割負担×3＝3割負担

2024年6月
改定

別添 1-2

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 料金表

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位数	2961 単位/月				3761 単位/月
1 割負担	3023 円/月				3839 円/月
2 割負担	6046 円/月				7679 円/月
3 割負担	9069 円/月				11,519 円/月

※利用者負担(円/月)=基本単位数×10.21×負担割合

※別紙 1* の該当する加算を算定します。(初回加算と退院時共同指導加算はどちらかを算定)

※別紙 1 の③「サービス提供体制強化加算 I :50 単位/月」を算定します。

※以下の場合においては、下記の単位を日割り計算します。

- ①月の途中での利用、終了の場合
- ②月の途中での厚生労働大臣が定める疾病等に切り替わった場合
- ③月の途中でショートステイの利用があった場合
- ④月の途中で要介護1～4⇄要介護5に変更があった場合

要介護1～4→97単位/日 要介護5→123単位/日

※月の途中で医師の指示により「特別訪問看護指示書」(14 日間)が交付された場合

基本単位数より 1 日につき 97 単位の減算

※月の途中で入院となった場合は日割り計算ではなく、月額料金となります。

別添 2

医療保険 利用料金表

①定率負担

訪問回数	管理療養費			基本療養費 I			24時間対応体制加算			小計①(円)		
	1日目のみ 7,670			3日目まで 5,550			6,800					
	2日目以降 3,000			4日目以降 6,550								
負担割合	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
月1回	744	1,488	2,232	555	1,110	1,665	680	1,360	2,040	1,979	3,958	5,937
月2回	1,044	2,088	3,132	1,110	2,220	3,330	680	1,360	2,040	2,834	5,668	8,502
週1回 (4)	1,644	3,288	4,932	2,220	4,440	6,660	680	1,360	2,040	4,544	9,088	13,632
週2回 (8)	2,844	5,688	8,532	4,440	8,880	13,320	680	1,360	2,040	7,964	15,928	23,892
週3回 (12)	4,044	8,088	12,132	6,660	13,320	19,980	680	1,360	2,040	11,384	22,768	34,152
週4回 (16)	5,244	10,488	15,732	9,280	18,560	27,840	680	1,360	2,040	10,254	30,408	45,612
週5回 (20)	6,444	12,888	19,332	11,900	23,800	35,700	680	1,360	2,040	19,024	38,048	57,072

※理学療法士等による訪問の場合、基本療養費 I 5,550 円

○訪問看護基本療養費Ⅱ：同一建物に3人以上の居住者に訪問の場合。3日目まで 2,530 円、4日目以降 3,030 円 理学療法士等の場合 2,780 円

○訪問看護基本療養費Ⅲ：在宅療養に備えて一時的に外泊している場合 8,500 円

②加算

加算料金			1割	2割	3割	
乳幼児加算(1 日につき)		1,300	130	260	390	
	※(1)(2)(3)厚生労働大臣が定める者	1,800	180	360	540	
特別管理加算		2,500	250	500	750	
特別管理加算(重症度の高いもの) 在宅麻薬等注射・腫瘍化学療法注射・強心剤持続投与指導管理・ 気管カニューレ・気管切開・留置カテーテルを使用の状態にある方		5,000	500	1,000	1,500	
退院時共同指導加算		8,000	800	1,600	2,400	
特別管理指導加算		2,000	200	400	600	
退院支援指導加算 ※注 1 対象者	90 分を超えない場合	6,000	600	1,200	1,800	
	長時間、複数回で 90 分を超える場合	8,400	840	1,680	2,520	
複数回数訪問(1 日 2 回訪問)		※(2)(3)(4)対象者	4,500	450	900	1,350
複数回数訪問(1 日 3 回以上訪問)			8,000	800	1,600	2,400
複数名訪問看護加算(看護師と同行の場合)		※注 2 参照	4,500	450	900	1,350
複数名訪問看護加算(看護補助者と同行の場合)			3,000	300	600	900
緊急時訪問加算	イ. 月 14 日目まで	2,650	265	530	795	
	ロ. 月 15 日目以降	2,000	200	400	600	
長時間訪問看護加算(90 分を超えた場合)※(1)(3)(4)対象者週 1 回		5,200	520	1,040	1,560	
早朝(6 時～8 時)・夜間(18 時～22 時)訪問看護加算		2,100	210	420	630	
深夜(22 時～6 時)訪問看護加算		4,200	420	840	1,260	
在宅患者連携指導加算(月 1 回)		3,000	300	600	900	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月 2 回まで)		2,000	200	400	600	
看護・介護職員連携強化加算		2,500	250	500	750	
訪問看護医療 DX 情報活用加算		50	5	10	15	
訪問看護情報提供療養費 ※(1)(2)(3)対象者 ※注 3 参照		1,500	150	300	450	
ターミナルケア療養費 1	※注 4 参照	25,000	2,500	5,000	7,500	
ターミナルケア療養費 2		10,000	1,000	2,000	3,000	
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)		780	78	156	234	

※(1)超重症児または準超重症 (2)特掲診療科の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の者

(3)特掲診療科の施設基準等別表第8に掲げる者 (4)特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けているもの

※注1【退院支援指導加算】

(1)別表7:厚生労働大臣が定める疾病等の者

(2)別表8:特別な医療管理が必要な状態の者

(3)退院日に訪問看護が必要であると認められた者

※注 2【複数名加算】

	組み合わせ	算定可能回数	算定対象	
(a)	看護師等＋看護師	週 1 回	①②③④	
(b)	看護師等＋その他職員（看護師含む）	週 3 日	④ ⑤⑥	
(c)	看護師等＋その他職員（看護職員含む）	制限なし	①②③	1 回/日
				2 回/日
				3 回以上/日

- ①別表 7: 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者
 ②別表 8: 特別な医療管理が必要な状態の利用者
 ③特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けているもの
 ④暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者
 ⑤利用者の身体理由により一人の看護師等により訪問看護困難と認められる者
 ⑥その他利用者の状態等から判断して、①から⑤までのいずれかに準ずると認められる者

※注 3【訪問看護情報提供書】

（情報提供療養費 1）提供先：市町村・都道府県・指定特定相談事業者・指定障害児相談支援事業者

- (1) 別表 7: 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者
 (2) 別表 8: 特別な医療管理が必要な状態の利用者
 (3) 精神障害を有する者又はその家族等
 (4) 18 歳未満の小児

（情報提供療養費 2）提供先：保育所等・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・義務教育校・中等教育校前期課程・特別支援学校・高等専門学校・専修学校

（情報提供療養費 3）提供先：利用者の診療を行っている保険医療機関（保険医療機関、介護老人保健施設、介護医療院への入院、入所時） 対象者：入院、入所する利用者

※注 4【ターミナルケア療養費】 死亡された利用者に対して主治医の指示によりその死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 回以上訪問看護を実施した場合。※1 回を退院支援指導加算としてターミナルケアに係る療養上必要な指導を行った場合を含む

ターミナルケア療養費 1: 在宅又は特別養護老人ホーム等で死亡した場合

ターミナルケア療養費 2: 特別養護老人ホーム等で死亡した利用者のうち看取り介護加算を算定した利用者

③その他利用料

長時間(1 時間 30 分を超えて)のご利用時、30 分につき(30 分に満たない時は 30 分)		1,380 円
土曜・日曜・祝日・年末年始	1 訪問につき 1,380 円	
時間外(下記)30 分につき(30 分に満たない時は 30 分)		
時間外 17:15～18:00	340 円	
8:00～8:30	340 円	
早朝(6:00～8:00)	925 円	
夜間(18:00～22:00)	925 円	
深夜(22:00～6:00)	1,380 円	
エンゼルケア(死後のケア)	6,000 円	

別添 2-1

精神科訪問看護 医療保険利用料金表

【基本料金】

項目					費用	自己負担割合		
						1 割	2 割	3 割
基本療養費 (/回)	(Ⅰ)	看護師等による訪問	3 日目まで/ 週	30 分以上	5550 円	555 円	1110 円	1665 円
				30 分未満	4250 円	425 円	850 円	1275 円
			4 日以降/週	30 分以上	6550 円	655 円	1350 円	1965 円
				30 分未満	5100 円	510 円	1020 円	1530 円
	(Ⅲ)	同一建物への訪問	3 日目まで/ 週	30 分以上	5550 円	555 円	1110 円	1665 円
				30 分未満	4250 円	425 円	850 円	1275 円
			4 日以降/週	30 分以上	6550 円	655 円	1350 円	1965 円
				30 分未満	5100 円	510 円	1020 円	1530 円
		看護師等3人 /同一日	3 日目まで/ 週	30 分以上	2780 円	278 円	556 円	834 円
				30 分未満	2130 円	213 円	426 円	639 円
			4 日以降/週	30 分以上	3280 円	328 円	656 円	984 円
				30 分未満	2550 円	255 円	510 円	765 円
	(Ⅳ)	入院中の外泊時の訪問				8500 円	850 円	1700 円
管理療養費	月の初回				7670 円	767 円	1534 円	2301 円
	2 回目以降				3000 円	300 円	600 円	900 円

【任意項目】

訪問看護情報提供療養費(Ⅰ)	1500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護情報提供療養費(Ⅱ)	1500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護情報提供療養費(Ⅲ)	1500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護ターミナルケア療養費(Ⅰ)	25000 円	2500 円	5000 円	7500 円
訪問看護ターミナルケア療養費(Ⅱ)	10000 円	1000 円	2000 円	3000 円

【加算料金】

加算名			費用	自己負担割合		
				1 割	2 割	3 割
24 時間対応体制加算（/月）			6800 円	680 円	1360 円	2040 円
精神科緊急訪問看護加算	イ. 月 14 日目まで		2650 円	265 円	530 円	795 円
	ロ. 月 15 日目以降		2000 円	200 円	400 円	600 円
特別管理加算Ⅰ（/月）			5000 円	500 円	1000 円	1500 円
特別管理加算Ⅱ（/月）			2500 円	250 円	500 円	750 円
退院時共同指導加算			8000 円	800 円	1600 円	2400 円
特別管理指導加算			2000 円	200 円	400 円	600 円
退院支援指導加算			6000 円	600 円	1200 円	1800 円
夜間・早朝訪問看護加算			2100 円	210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算			4200 円	420 円	840 円	1260 円
精神科複数名訪問看護加算	看護職員＋ 看護師等	1 回/日	4500 円	450 円	900 円	1350 円
		2 回/日	9000 円	900 円	1800 円	2700 円
		3 回以上/日	14500 円	1450 円	2900 円	4350 円
	看護職員＋ 看護補助者		3000 円	300 円	600 円	900 円
精神科難病等複数回訪問加算		2 回/日	4500 円	450 円	900 円	1350 円
		3 回以上/日	8000 円	800 円	1600 円	2700 円
精神科長時間訪問看護加算			5200 円	520 円	1040 円	1560 円
在宅患者連携指導加算			3000 円	300 円	600 円	900 円
在宅緊急時等カンファレンス加算			2000 円	200 円	400 円	600 円
看護・介護職員連携強化加算			2500 円	250 円	500 円	750 円
精神科訪問看護医療 DX 情報活用加算			50 円	5 円	10 円	15 円
訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ			780 円	78 円	156 円	234 円

【保険外料金】

土曜・日曜・祝日・年末年始	1380 円/回
時間外料金 【1 回訪問 30 分につき(30 分に満たない時は 30 分)】	
17:15～18:00	340 円
8:00～8:30	340 円
早朝(6:00～8:00)	925 円
夜間(18:00～22:00)	925 円
深夜(22:00～6:00)	1380 円
長時間(1 時間 30 分を超えた提供時間)	1380 円
エンゼルケア(死後のケア)	6000 円